

こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい が い ど ぶ っ く
個人住民税・森林環境税ガイドブック

はじめて^{み き し}三木市^{す ひ と}に住む人へ



かなもの さかまい ごるふ みき
金物と酒米とゴルフのまち三木

2025年（令和7年）1月発行

『^{もくじ}目次』

1 「 ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい} 個人住民税・森林環境税」の ^{しんこく} 申告	3
2 ^{にほん} 日本を ^で 出る ^{まえ} 前にすること	6
3 ^{にほんこくがい} 日本国外に住 ^す む ^{かぞく} 家族がいるとき	7
4 「 ^{しよとくしやうめいしよ かぜいしやうめいしよ のうぜいしやうめいしよ} 所得証明書(課税証明書)・納税証明書」がいるとき	8
5 「 ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい} 個人住民税・森林環境税」の ^{はら} 払い ^{かた} 方	11
^と 問 ^あ い ^あ わせ	12

Ⅰ 「^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんこく はたら}森林環境税」の申告（^{かね ほうこく}働いたお金の報告）をしてください。

(1) 「^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税」とはなんですか？

ア ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がつ にち す}1月1日に住んでいる市に^{し はら ぜいきん}払う税金（市や^{けん はら かね}県に払うお金）です。

イ ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がっこう}学校、^{あつ}ごみを集めるサービスなどに^{つか}使います。

^{しょとくぜい} 所得税	^{くに はら ぜいきん きゅうりょう} 国に払う税金です。 ^ひ 給料をもらうときに、 ^ひ 引かれています。
^{こじんじゅうみんぜい} 個人住民税・ ^{しんりんかんきょうぜい} 森林環境税	^{し けん はら ぜいきん はたら} 市や県に払う税金です。 ^{つぎ とし} 働いた次の年にかかります。

ウ ^{がつ にち み き し す}1月1日に三木市に住んでいた人は、^{ひと まえ とし}前の年（^{がつ}1月から^{がつ}12月まで）に^{はたら}働いてもらった^{かね しんこく}お金を申告します。

エ ^{がいこく}外国の人も、^{ひと にほん はたら}日本で働いてもらった^{かね}お金があれば、^{ぜいきん はら}税金を払います。

☆ ^{にほん き}日本にきた^{さいしょ とし}最初の年は、^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい はら}個人住民税・森林環境税は^{はら}払いません。

(2) ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい しんこく}個人住民税・森林環境税の申告をしてください。

ア ^{がつ にち にほん す}1月1日に日本に住んでいる^{ひと}人

イ ^{はたら}働いている人、^{ひと はたら}働いていない人も^{ひと しんこく}申告してください。

(3) ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい しんこく}個人住民税・森林環境税の申告がいない^{ひと}人

ア ^{ぜい おしよ くに}税務署（国）に^{しょとくぜい}所得税の「^{かくていしんこく}確定申告」をする^{ひと}人

イ ^{とし}その年の^{がつ にち にほん す}1月1日に日本に住んでいなかった^{ひと}人



申告^{しんこく}がいるかどうか分からないときは、税務課^{ぜいむかしみんぜいかかり}市民税係^{べーじ}（12ページ）に相談^{そうだん}してください。

（4）個人住民税・森林環境税^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}の申告^{しんこく}をする場所^{ばしょ}

1月1日^{がつ にち す}に住んでいた市^しの市役所^{しやくしょ}

（5）個人住民税・森林環境税^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}の申告^{しんこく}ができるとき

2月16日^{がつ にち}から3月15日^{がつ にち}まで（月曜日^{げつようび}から金曜日^{きんようび}）

（6）申告^{しんこく}をするときの持ち物^{もの}

ア 本人確認書類^{ほんにんかくにんしゅるい}（在留カード^{ざいりゅうかーど}・パスポート^{ぱすぽーと}）

イ 収入^{しゅうにゅう}（働いてもらったお金^{はたら かね}）を証明^{しょうめい}するもの（働いた会社^{はたら かいしゃ}からもらった

源泉徴収票^{げんせんちようしゅうひょう}（あなたの給料^{きゅうりょう}と所得税^{しよくぜい}が書かれた紙^{か かみ}））

ウ 控除^{こうじょ}（税金^{ぜいきん}が安くなること^{やす}）を証明^{しょうめい}するもの（自分の住んでいた国^{じぶん す くに}の

家族^{かぞく}を扶養^{ふよう}にとるときは、家族^{かぞく}である証明^{しょうめい}書^{しょ}と、家族^{かぞく}にお金^{かね}を送った^{おく}

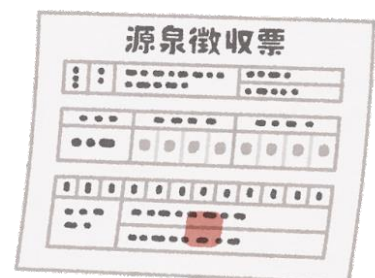
証明^{しょうめい}書^{しょ}など）

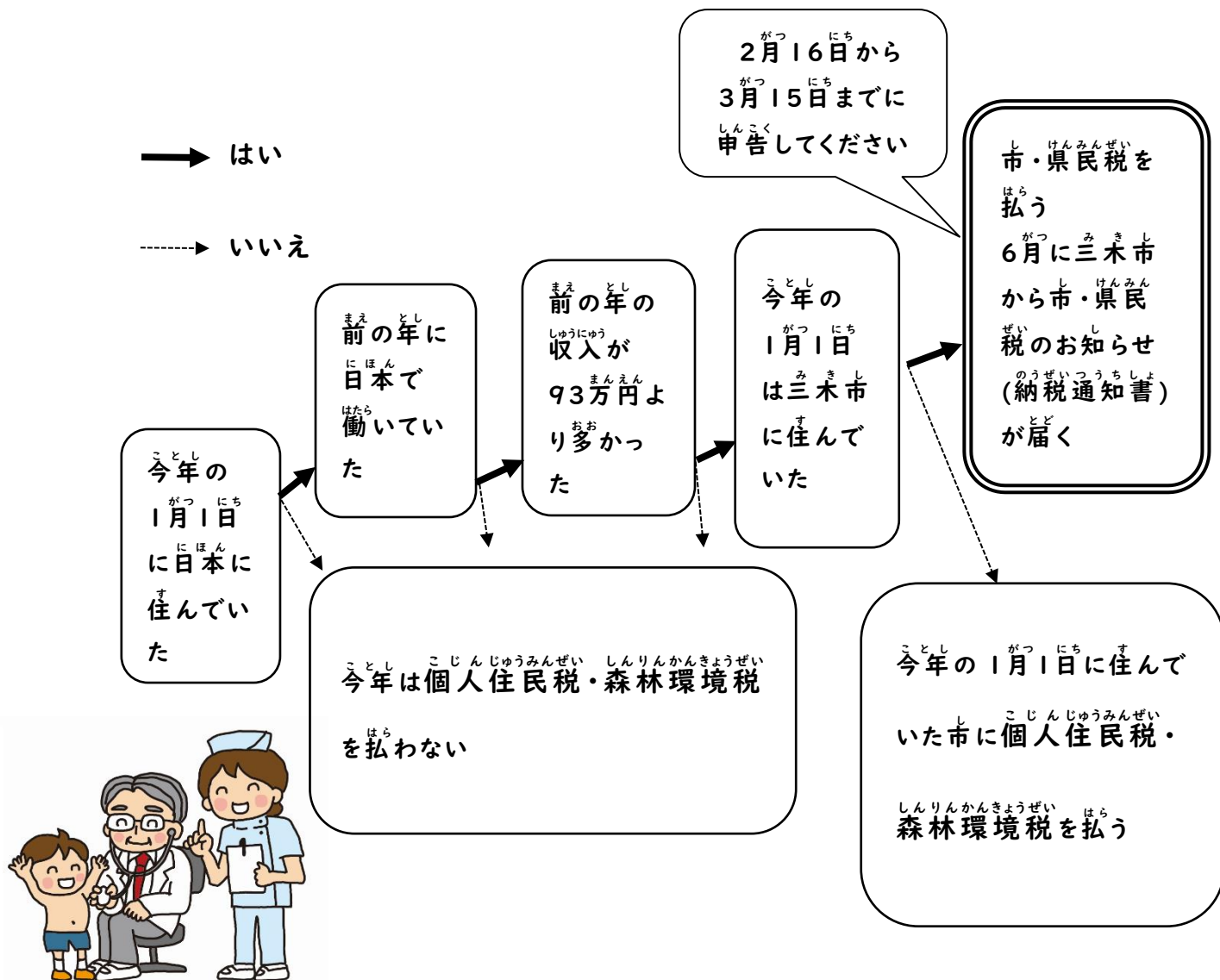
例 令和5年^{れい れいわ ねん}（2023年^{ねん}1月^{がつ}から12月^{がつ}）に働いていた^{はたら}。



令和6年度^{れいわ ねんど}（2024年^{ねん}4月^{がつ}～2025年^{ねん}3月^{がつ}）に、個人住民税・森林環境税^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}を

払^{はら}います。





(7)「所得証明書(課税証明書)」は6月からもらえます。

(8) 個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)

申告をしたら、1月1日に住んでいた市役所から、個人住民税・森林
環境税のお知らせ(納税通知書)が郵便で届きます。個人住民税・森林
環境税を計算した結果のお知らせと個人住民税・森林環境税を払うため
の紙が入っています。

(9) 個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)が届かない人

働いていない人や、もらったお金が少なかった人は、市・県民税を払い
ません(非課税)。

個人住民税・森林環境税がかからない人には、個人住民税・森林環境税
のお知らせ(納税通知書)を送りません。個人住民税・森林環境税の証明
が必要な時は、「非課税証明書」がもらえます。

2 日本の国から出る前にすること(納税管理人を決める。)

納税管理人は、あなたの代わりに個人住民税・森林環境税を払う人です。

1月1日に三木市に住所があって、その前の年に働いてお金をもらった人は、
3月に日本の国を出ても、個人住民税・森林環境税を払います。

○手続きの仕方

納税管理人申告書・承認申請書を、三木市役所税務課に出してください。

郵便でも受付します。日本語のわかる人と書いてください。

○手続きがいない人

・12月までに、日本を出る前に残りの税金をすべて払った人

・退職したときに残りの税金を払った人

○納税管理人を決めない場合

送り先が不明で納税通知書が届かないとき、※公示送達をします。

公示送達後、納期限(払わないといけない期限)までに払わないと督促状

が送られたり、延滞金(税金が高くなる)がかかります。



※公示送達とは・・・

市役所の掲示板に張り出すことで、書類
が届いたものとみなされる制度です。

3「^{こくがい ふようしんぞくしやうめいしよるい}国外扶養親族証明書類」について

^{にほんこくがい す かぞく かね おく}日本国外に住む家族にお金を送っているときは、^{ぜいきん やす}税金が安くなる場合があ
ります。

^{つぎ}次の(1)、(2)の書類を出してください。^{にほんご か}日本語で書いた紙を^{かみ いっしょ}一緒に出し
てください。

(1) ^{ふようしんぞくかんけいしよるい}扶養親族関係書類

^{にほんこくがい す かぞく}日本国外に住む家族が、^{かぞく}あなたの家族であることを^{しやうめい}証明するものです。^{げんぼん}原本を出
してください。

ア ^{こせき ふひやう うつ}「戸籍の附票の写し」など、^{にほんこく}日本国または^{ちほうこうきやうだんたい}地方公共団体が^{はっこう}発行した^{しよるい}書類と、
^{しんぞく かぞく きやうだい しんせき}親族(家族や兄弟、親戚)の^{ばすぽーと}パスポートの^{こぴー}コピー

イ ^{がいこくせいふ はっこう}外国政府が発行した書類(^{しよるい}戸籍謄本・^{こんいんしやうめいしよ}出生証明書・^{こんいんしやうめいしよ}婚姻証明書)

^{かぞく ひつやう しよるい}あなたの家族と必要な書類

^{かぞく} あなたの家族	^{ひつやう しんぞく かぞく きやうだい しんせき かんけいしよるい} 必要な親族(家族や兄弟・親戚)関係書類
^{はいぐうしや} 配偶者	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{こんいんしやうめいしよ} 婚姻証明書
^こ 子	^{こ しゅっしやうしやうめいしよ} 子の出生証明書
^{ふ ぼ} 父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書
^{はいぐうしや ふ ぼ} 配偶者の父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{こんいんしやうめいしよ} 婚姻証明書、 ^{はいぐうしや} 配偶者の ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書
^{そ ふ ぼ} 祖父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書、 ^{ちち} 父または ^{はは} 母の ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書

詳しくは、国税庁のホームページを見てください。

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

中国語(Chinese)、ポルトガル語(Portuguese)、
スペイン語(Spanish)、ベトナム語(Vietnamese)、
フィリピン語(Filipino)で書いてあります。



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

(2) 送金関係書類

日本国外に住む家族に、お金を送っていたことを証明するものです。

原本またはコピーを出してください。

ア 外国送金依頼書の控え

イ クレジットカードの利用明細書

き 気をつけること！

○ (1)、(2)の書類がいます。

○ 日本国外に住む家族がたくさんいるとき、お金を送ったすべての人の証明がいます。代表者へまとめて送金したとき、現金で払ったときは、税金は安くなりません。

4 「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」が必要なとき

○ビザの更新手続きには「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」が
います。

(1) 問い合わせ(手続きをするところ)

三木市役所(3階)税務課管理係 C3 の窓口

月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで



1月1日に住んでいる市の市役所でもらえます。

- 例 令和6年1月1日(2024年)に三木市に住んでいた。

⇒三木市で「令和6年度個人住民税・森林環境税所得証明書(課税証明書)・納税証明書」をもらえます。

- 例 令和6年1月1日(2024年)にほかの市に住んでいた。

⇒三木市で「令和6年度個人住民税・森林環境税所得証明書(課税証明書)・納税証明書」はもらえません。1月1日に住んでいた市の市役所でもらえます。

(2) 証明書の種類

ア 所得証明書(課税証明書) 手数料:1枚300円

証明する年度の前の年の1月から12月までの収入・所得・個人

住民税・森林環境税額が書いてあります。収入が少なく、市県民税

がかからない人は「非課税証明書」がもらえます。

イ 納税証明書 手数料:1枚300円

証明する年度の前の年の1月から12月までに払った税金の額が書いて

あります。コンビニエンスストアなどで払ってすぐのときは、「領収

証書」を持ってきてください。

(3) 持ってくるもの

ほんにんかくにんしよるい ざいりゆうかーど ばすぽーと
本人確認書類(在留カード・パスポート)

(4) 郵送で申請する場合

アからエの書類を市役所におく。

ア 申請書

みきしやくしよ ほーむぺーじからダウンロードできます。



<https://www.city.miki.lg.jp/site/sinseisyo/21848.html>

しんせいしよ だうんろーど できない人は、下に書いてある内容の①から⑨を紙

に書いてください。

- ① しょうめい しゆるい しょとくしょうめいしよ かぜいしょうめいしよ
証明の種類 所得証明書(課税証明書)
- ② しょうめい ねんど
証明の年度
- ③ しょうめい まいすう
証明の枚数
- ④ がつ にち じゅうしよ
1月1日の住所
- ⑤ げんざい じゅうしよ
現在の住所
- ⑥ なまえ
名前
- ⑦ せいねん がっぴ
生年月日
- ⑧ でんわばんごう
電話番号
- ⑨ なに つか れい こうしん
何に使うか(例 ビザの更新)



イ 手数料分の定額小為替(1枚300円)

ていがくこ がわ せ ゆうびんきょく か
定額小為替は郵便局で買えます。

ウ 返信用封筒

おく さき なまえ じゅうしよ か えん きって は
送り先にあなたの名前と住所を書いて、110円の切手を貼ってください。

エ 本人確認資料のコピー

住所・名前・生年月日が確認できる、在留カードまたはパスポート

送り先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

三木市役所税務課 証明担当



5 「個人住民税・森林環境税」の払い方

(1) 個人住民税・森林環境税の払いは2つあります。

ア 普通徴収(自分が払う)

個人住民税・森林環境税のお知らせが届いたら、払わないといけない
期限までに払います。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日

払い方	
納付書で払う	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある銀行 や郵便局で払う
	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある コンビニエンスストア(30万円まで)で払う
口座から払う	あなたが登録した口座から自動で払う

イ 特別徴収（会社が代わりに払う）

毎月の給料から引いて、会社が代わりに払います。特別徴収にしたいときは、会社に聞いてください。

(2) 期限までに払わないとき

「個人住民税・森林環境税のお知らせ」に書いてある期限までに払わないとき、三木市があなたの給料や預金などを差押えます（あなたの給料や預金を、自由に使えるなくすること）。

支払うのが難しいときは、債権管理課に相談してください。

相談先：債権管理課 ☎0794-82-2000（代表）内線（2328）

月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで



問合せ 三木市役所 税務課

〒673-0492 三木市上の丸町10-30：0794-82-2000（代表）

月曜日から金曜日 8時30分から17時00分

所得税（国税）の問合せ 三木税務署

三木市末広1丁目9-10：0794-82-0501（自動音声案内）